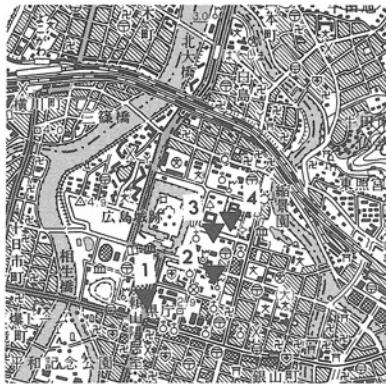


広島・広島城跡

ひろしまじょう



(広 島)

- 1 所在地
一 広島市中区基町、二・四 同八丁堀、三 同上八丁堀
- 2 調査期間
一 一九九三年(平5)二月～三月、二 二〇〇三年七月～二〇〇四年一月、三 二〇〇六年四月～六月、四 二〇〇五年六月～二〇〇七年二月
- 3 発掘機関
一 財広島市歴史科学教育事業団、二・四 (財)広島市文化財団、三 (株)パスコ・(財)広島市文化財団
- 4 調査担当者
一 多森正晴・福原茂樹、二 若島一則・福原茂樹、三 小柳太一・田部秀男・脇坂光彦、四 福原茂樹・松原 啓・山脇一幸・松田雅之
- 5 遺跡の種類
一・二 武家屋敷跡、三 武家屋敷跡・軍事施設跡、四 武家屋敷跡・城郭跡(外堀)・軍事施設跡
- 6 遺跡の年代
一 中世
末・近世、二・四 中

世末・近世・近代

一 県庁前地点第二次調査

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は広島城の大手郭の南部、外堀から北へ約五〇mに位置し、周辺は近世を通じて上級武家屋敷地であった場所である。調査の結果、大手郭のほぼ中央を南北に走る道路とその両側の溝三条・石列

遺構一条を確認した。木簡は、道路とその西側に位置する武家屋敷地との境界溝のうち、北側の第一号溝状遺構から三点(うち刀状木製品一点、樽蓋一点)、南側の第二号溝状遺構から一点、計四点が出土した。第一号溝状遺構は確認長三・七m最大幅一・八m深さ〇・八mで、北側は調査区外へ延びる。木簡の他に、若干の陶磁器及び瓦、多数の木製品、骨・貝類の動物遺体が出土した。第二号溝状遺構は確認長一九・六m最大幅一・五m深さ一・一mで、南側は若干調査区外へ延びる。木簡の他に大量の陶磁器・土器類及び瓦、木製品、骨・貝・種子などの動植物遺体、金属製品、ガラス製品が出土した。特に陶磁器は一六世紀末から一七世紀初めまでに生産されたものののみであり、伊万里焼を含んでいない。このことから第一号・二号溝状遺構とも元和五年(一六一九)の福島氏の移封に伴い埋められたものと考えられる。

二 太田川河川事務所地点

調査地は、広島城の南東部、東側の外堀を渡つてすぐ、京口門に

面した場所にある武家屋敷跡である。木簡は、調査区の南東隅で検出した溝状遺構SK一四〇から一点出土した。SK一四〇は確認長四・二六m幅二・〇七m深さ〇・七五mで、屋敷と道路の境界と思われる。木簡の他に陶磁器・土師質瓦質土器・瓦・碁石・木製品などが出土している。最上層からは唐津・初期伊万里も出土したが、下層からは青花・瀬戸美濃産陶器・備前焼しか出土しておらず、一六世紀末に機能し一七世紀になつて廃絶したものと思われる。下層には植物質・木製品が堆積しており、漆塗椀・楊枝・柄杓・箸・へぎ板などとともに木簡一点が出土した。

三 司法書士会館新築地点

調査地は広島城跡三の丸東側に位置し、中世末から近世を通じて重臣及び藩主一族の屋敷や藩の役所などに利用されていた。特に一八世紀末には「竹之丸御屋敷」と呼称されるようになり、隠居した藩主、その庶子や家族などが居住していた。文化四年（一八〇七）には藩主浅野斉賢自ら刀工を呼び寄せ、この地に工房を造らせ刀槍を製造させており、これに関連するとみられる多量の炭化物・鉄滓・羽口が出土した工房遺構も検出されている。

木簡は、上端六m×二m深さ〇・九mの廃棄土坑SK〇四から一二点（うち荷札四点、習書一点）、直径約〇・九mの円形の井戸枠をもつ井戸SE〇一から二点（神札一点、御幣一点）、計一四点出土した。土坑SK〇四の出土遺物は青花椀・皿や初期伊万里椀、唐津砂

目積み皿など一七世紀前半のものが中心であるが、雲龍荒磯紋椀があり第三四半期頃の遺構である。井戸SE〇一は、出土した神札の年号から寛政一三年（一八〇一）の築造と思われる。

四 法務総合庁舎地点

調査地は惣構東部、中堀と外堀に挟まれた場所に位置する武家屋敷跡である。調査区の東端では外堀・土壙基礎・道路跡を検出した。木簡は、H二区SK五四から一点、E三区SK八一〇から一点、L一区SK八一から三点、I区SK六八から一点、外堀埋土から一点、G二区SK二三四から一点、C一区SK六一三から一点、D三区SV六〇一から二点、計一二点が出土した。H二区SK五四は、遺物が少ないため時期は明確でないが、一八世紀後半以降の廃棄土坑と思われる。E三区SK八一〇は伊万里を含まないことから、一六二〇年頃までに廃絶した井戸である。L一区井戸SK八一は、出土遺物が陶胎染付から小広東椀までに集中し広東椀を含まないことから、一七七〇年代に廃絶したと考えられる。I区井戸SK六八は、掘形に端反椀が含まれており埋土には行平鍋や急須があることから、文化七年（一八一〇）以降に築造され数十年ほどで廃絶したものと思われる。外堀の石垣は近代以降に積み直しが行なわれており、幅も狭められていた。G二区井戸SK二三四は、荒磯紋椀を含み寛文一〇年（一六七〇）頃に廃絶したと考えられる。C一区SK六一三からは、陶胎染付製品・唐津刷毛目製品が出土しており、一八世紀前

半の廃棄土坑と思われる。D-II区SV六〇一は、一七世紀初めの屋敷と道路または屋敷内の境界施設と思われる。

また、本調査区からは墨書き器も多く出土している。とくにI-II区SK四一からは最低でも一二点に及ぶ墨書き器が出土し、いずれも見込みに文字ないし絵が描かれている。臼のような筒形に逆三角形を描いたものが二点、兜が二点、「具足」と書いたものが二点、樹木を描いたもの一点などがある。本遺構は深小丸椀や瀬戸美濃の型皿を含み、一九世紀第II四半期頃の遺構と思われる。その他、

I-III区SK一〇九からは「大」と書かれたもの、H-II区SK六からは「八□」、「条カ」、H-II区SV一から井桁状の紋様を描いたものがそれぞれ出土している。SK一〇九は小丸椀を含むが小広東椀・広東椀を含まず、一八世紀第三四半期頃の遺構である。SK六は焼継製品を含み一九世紀の遺構である。SV二は端反椀を少量しか含まず一九世紀第一四半期頃の遺構であろう。

8 木簡の釈文・内容

一 県庁前地點第二次調査

(1) 第一号溝状遺構

上之[百文]

(224)×25×3 059

- (2) □ □ □ (記号)
- (3) □
- (4) ▽□□□□斗一升三合

第二号溝状遺構

(320)×27×7 065
径246×厚11 061

- 138×23×6 033
- ・「▽□□□□斗一升三合」
- ・「▽□」
- ・「▽□」

(1)は下端を両側から削り尖らせるが、上端は欠損している。(2)は刀状をした木製品で、全体に反つており大変丁寧に整形されている。断面形は刀の刃のように片面のみ削り出している。墨書きの痕跡が明確なのは表面の漢字一文字と裏面の三ヵ所の「」状の印である。(3)は三枚以上の板を木釘で留め、側面を丸く整形した樽桶の蓋である。(4)は四周が原形をとどめるが、上端及び左右両辺はあまり丁寧に整形されていない。

二 太田川河川事務所地點

(1) □

(88)×10×2 065

上端折損、左右両辺は二次的な削りで、墨書きのうち木製品に転用されたものか。同じ遺構から、長方形の板の上下両端を斜めに切り、中央の二ヵ所の孔に植物纖維で取つ手を作つた蓋状の製品が出土し

ており、その一部である可能性がある。

三 司法書土会館新築地点

土坑のK〇四

・「V□□□

・「V□□□

(80)×(18)×3 039

111□□

(50)×20×8 081

□

(170)×27×2 081

#K〇四〇一

「V□

(170)×23×2 039

・「吐普加身

天手力雄命

彦竜命 祈願圓瀧
无上靈宝

・「Vセヘヌ□□□

(130)×24×2 039

奉神祝一柱大神罔象女命所水神

□

(190)×(20)×2 081

天兒屋根命

姫竜命 感應成就
神道加持

□

(90)×(50)×3 065

・「
水神御祓

依□多女

」

(6) (5) (4)

(285)×(37)×2 065

・「
時子

大願竹之御丸御屋敷之内井

・「V岡本宮内様□□□

寛政十三年一月廿五日 祭主斎主

□

(7) (6)

・「V^{スル}イ」ヤー一桶

185×25×4 033

藤原利康井上筑後之正
災禍消除

「□□□米」

126×25×3 011

360×100×7 011

□

(10) (9) (8)

〔□□□〕

270×15×10 061

□

(28)×(19)×2 081

(1)は上下両端ともに折損し原形は判明しない。(2)は上端を圭頭に作る。一文字がかすかに見える程度である。(3)は下端が折損してい

る。(4)は四片からなる。四周が折損し原形は不明である。

(5)は折損・腐蝕により原形は判明しない。横材の木簡か。(6)は四周ともに折損、腐蝕により原形は不明である。最大一四行にわたつて墨書があり、同じような文字が連続して書かれていくようにも見え、習書かと思われる。横材の木簡。

(7)の「岡本宮内」は、寛永から元禄年間（一六一四～一七〇四）にかけて年寄役を務めた重臣で、宝暦四年（一七五四）の『家中屋敷割図』の当該場所に見える「岡本大蔵」の先祖にあたる人物である。

(8)は長方形の材の両端を圭頭にする。(9)は折損・腐蝕により原形は判明しない。(10)は上端を中央部のみ残して削り出す。下端は折損しており原形は不明である。(11)は下端折損、右辺割れ、上端は圭頭である。(12)は折損・腐蝕により原形は判明しない。他の木簡に比べて厚みがある。(13)は下

(13)は短冊型で、上端を圭頭にする。裏面は削り直して新たに書かれている。形状及び墨書の内容から「神札」「神符」と呼ばれるものである。(14)は棒状材（御幣）で、上部は九七mmにわたって割られている。(15)井戸の底部に表面を天に向けて水平に置かれており、直上に(14)が乗せられ、並んで榊と思われる子葉数枚の痕跡を確認した。出土した箇所の井戸の埋土が自然堆積砂層であるため、廃絶に伴う祭祀ではなく、井戸掘削時の水神に対する祓えと災禍除けの祈願であろう。

四 法務総合庁舎地点

HIIKOMOKUBI

(1) 「 東□□ 大むぎ しごひ」

216×44×4 051

ミリ図のKHAIO

(2) 「三斗入□□」

L I KOMOKUBI

105×22×3 011

ミリ図のKHAIO

(3) 「 志ん日月
□砂□□ 」（他ニモ墨書多数アリ）

□水砂糖□

・「 満
月 清元光
□□ 」（他ニモ墨書多数アリ）

・「 月 月 月 」（側面）

径114×厚10 061

(4) 「 葵□
○ □ 」

周□筑

(183)×46×4 019

2007年出土の木簡



四(11)



三(11)



三(3)



一(4)



四(11)



三(7)



一(1)



四(7)



四(5)



四(8)



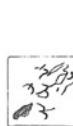
四(10)



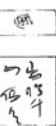
四(12)



四(2)



四(6)



三(12)



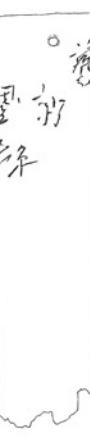
三(10)



二(1)



三(8)



四(4)



四(9)



四(1)



四(3)

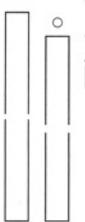


三(6)



(5)

「廣□



(150)×(59)×6 019

○|図の△△△|

一図の△△△△△

(6)

・「出船□
〔升カ〕

めう仙□

・「□□□」

・「□（押印）」(上)面

・「五市□
〔右カ〕衛門」(下)面

外堀埋土

30×31×11 065

△|図の△△△△△|

(202)×20×2 051

一図の△△△△△

(10) 「△△△△△」

(11) • □□

・□

(12) 「△△△△△」

116×24×4 032

(38)×19×2 081

126×35×5 033

(7)

・□□文□
〔竹五郎〕・□□□□□□
〔竹五郎〕

(222)×36×10 059

GII|図の△△△△△

(1)は上端の両角が折損する。「しらひ」は海魚の鱈のいりとか。(3)は曲物の蓋である。表裏両面ともに多数の墨書きがあるが、釈読できるものは少ない。(4)(5)は短冊型で下端は折損している。上部に穿孔がある。(6)は用途不明の方形材である。(7)は上端が腐蝕しており原形は不明である。(8)は上端折損、下端は細くなるが先端は平らなままである。(9)は下端を尖らせるが、先端が欠損している。「佐伯」は広島県西部の地名か。(11)は上下両端が欠損する。荷札の一部か。(12)の下端の孔は節が抜けたもので、人為的な穿孔ではない。

(8)

・栖□

・□□

(132)×28×4 059

なお、四の地点出土分の釈読については広島大学の三宅紹宣氏の
教示を得た。

(財)広島市歴史科学教育事業団『広島城跡前地點発掘調査報告』

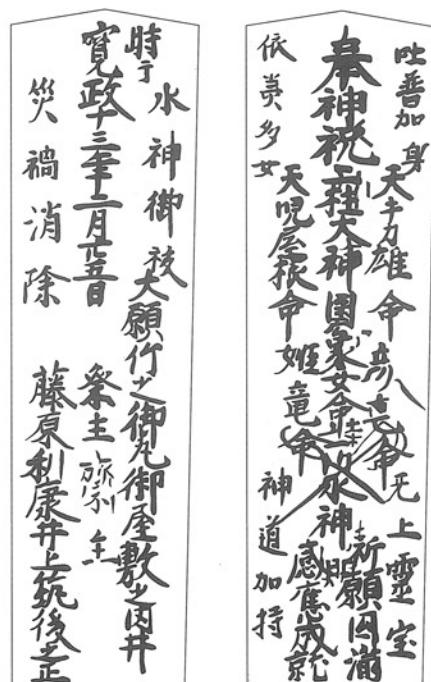
(一九九四年)

(財)広島市文化財団『広島城跡太田川河川事務所地點』(一〇〇六年)

(株)バスコ・(財)広島市文化財団『広島城跡司法書士会館新築地點発

掘調査報告書』(一〇〇七年)

(福原茂樹)



三(13)

広島・広島城外堀跡



(広島)

- | | |
|-----------------|---|
| 1 所在地 | 一 広島市中区西白島、二 同紙屋町・大手町 |
| 2 調査期間 | 一 一九九五年(平7)一月～二月、二 一九九六年八月～一九九七年一二月 |
| 3 発掘機関 | 一 (財)広島市歴史科学教育事業団、二 (財)広島市文化財団 |
| 4 調査担当者 | 一 大室謙一・篠原達也、二 篠原達也・玉置和弘 |
| 5 遺跡の種類 | 城郭跡(外堀) |
| 6 遺跡の年代 | 中世末・近世・近代 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | 一 城北駅北交差点地点
部にあたる。文献によればこの付近はもともと川であったものを一七世紀初めに堀としたとされており、明治になつて埋め立てられて |